

ハローワークのトライアル雇用事業を実施した 事業者のみなさんへ

長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付制度

長野市では、市内に居住する安定的な就職が困難な求職者の常用雇用を促進するため、国のトライアル雇用奨励金及び障害者トライアル雇用奨励金（以下、トライアル雇用事業と省略）により試行的に雇用した労働者を、引き続き12か月以上常用雇用した事業者に対し、長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金を交付します。

■ 対象労働者

長野市内に居住し、国のトライアル雇用事業の対象となった労働者

■ 対象事業者

市内に事業所を有し、次のいずれにも該当する事業者

- (1) 国のトライアル雇用事業により試行的に雇用した労働者を、引き続き常用雇用者として12か月以上雇用していること。
- (2) 常用雇用を開始してから2か月以内に長野市へ事業認定申請書を提出し、認定の通知を受けていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

■ 奨励金の額 … 対象労働者1人につき6万円

■ 申請方法 申請書類は長野市ホームページ（商工労働課雇用促進室）からダウンロードしてください。

(URL : <http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/koyou/76498.html>)

- (1) 常用雇用を開始してから2か月以内※に事業認定申請書と事業認定に係る同意書及び添付書類を提出してください。※期限を過ぎると受付できません。
 - ・添付書類 トライアル雇用を実施したことを証する書類
(トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用奨励金支給申請書等)
 - 労働契約書、任用通知書等の写し
 - 雇用保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (2) 常用雇用を開始して12か月经過してから30日以内※に交付申請書と交付請求書及び添付書類を提出してください。交付決定後、指定の口座に奨励金が支払われます。※期限を過ぎると受付できません。
 - ・添付書類 12か月以上常用雇用したことを証する書類（出勤簿、給与簿等の写し）

< 問い合わせ 長野市商工観光部商工労働課雇用促進室 電話224-7492 >